

議案第5号

守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案

守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(守口市建築基準法施行条例の一部改正)

**第1条** 守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前			改 正 後		
第1条から第4条の2まで 略			第1条から第4条の2まで 略		
（確認、検査等の手数料）			（確認、検査等の手数料）		
<b>第5条</b> 略			<b>第5条</b> 略		
2から8まで 略			2から8まで 略		
9 略			9 略		
項	区分	金額	項	区分	金額
略			略		
8	法第48条第1項から第12項までのた だし書（法第87条第2項及び第3項 並びに第88条第2項において準用す る場合を含む。）の規定による許可申 請	略	8	法第48条第1項から第13項までのた だし書（法第87条第2項及び第3項 並びに第88条第2項において準用す る場合を含む。）の規定による許可申 請	略
略			略		
備考 略			備考 略		
10 略			10 略		

以下 略

以下 略

(守口市特別工業地区建築条例の一部改正)

**第2条** 守口市特別工業地区建築条例（平成元年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(建築の制限)</p> <p><b>第3条</b> 特別工業地区内においては、<u>法第48条第11項</u>に定めるもののほか、別表第1に掲げる用途に供する建築物及び別表第2に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第7条まで 略</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係） 建築してはならない建築物（次に掲げる事業を営む工場）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="224 1252 1115 1345">1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（<u>玩具</u>煙火を除く。）の製造</td></tr></table>	1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（ <u>玩具</u> 煙火を除く。）の製造	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(建築の制限)</p> <p><b>第3条</b> 特別工業地区内においては、<u>法第48条第12項</u>に定めるもののほか、別表第1に掲げる用途に供する建築物及び別表第2に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第7条まで 略</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係） 建築してはならない建築物（次に掲げる事業を営む工場）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1120 1252 2004 1345">1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（<u>玩具</u>煙火を除く。）の製造</td></tr></table>	1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（ <u>玩具</u> 煙火を除く。）の製造
1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（ <u>玩具</u> 煙火を除く。）の製造			
1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（ <u>玩具</u> 煙火を除く。）の製造			

2 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造

略

5 ニトロセルローズ製品の製造

略

7 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（うるし又は水性塗料の製造を除く。）

略

13 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、フ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

2 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造

略

5 ニトロセルローズ製品の製造

略

7 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）

略

13 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、フ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

略	
25 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造	
別表第2（第3条関係）危険物の種類及び数量	
危険物の種類	数量
火薬類（玩具類 <sup>がん</sup> 略 煙火を除く）	
略	
マグネシウム	略
略	
酢酸エステル <sup>さく</sup>	略
ニトロセルローズ	略
略	
危険物の貯蔵は、地下貯蔵によらなければならない。ただし、 法別表第2（ぬ）項第2号により令第130条の9の表に定め る数量以下の場合又は法第3条第2項の規定の適用を受ける 場合は、この限りでない。	

略	
25 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造	
別表第2（第3条関係）危険物の種類及び数量	
危険物の種類	数量
火薬類（玩具類 <sup>がん</sup> 略 煙火を除く）	
略	
マグネシウム	略
略	
酢酸エステル <sup>さく</sup>	略
ニトロセルローズ	略
略	
危険物の貯蔵は、地下貯蔵によらなければならない。ただし、 法別表第2（る）項第2号により令第130条の9の表に定め る数量以下の場合又は法第3条第2項の規定の適用を受ける 場合は、この限りでない。	

（守口市特別業務地区建築条例の一部改正）

**第3条** 守口市特別業務地区建築条例（平成7年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(建築制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる工場以外の原動機を使用する工場(自動車修理工場及び自動車整備工場を除く。)で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(建築制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 法別表第2(る)項第1号に掲げる工場以外の原動機を使用する工場(自動車修理工場及び自動車整備工場を除く。)で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>以下 略</p>
--	--

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。